岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の徴収及び額)	(手数料の徴収及び額)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 別表第1及び別表第7の事務の欄に掲げる事務について、公安委員会が	2 <u>次</u> に掲げる事務について、公安委員会が、当該事務を処理する機関とし
、当該事務を処理する機関として指定されているもの(以下「指定試験機	て指定されているもの(以下「指定試験機関等」という。)に対し、当該
関等」という。) に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては	事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、 <u>当該指定試</u>
、当該事務につき、 <u>指定試験機関等の欄に掲げるもの</u> に手数料を納付しな	<u>験機関等</u> に手数料を納付しなければならない。
ければならない。	
	(1) 別表第1の11の項及び12の項に掲げる事務
	(2) 別表第7の18の項(法第108条の2第1項第2号に掲げる講習に係る
	部分及び法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る部分に限る。)
	<u>に掲げる事務</u>
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1指定試験機関等の欄及び別表第7指定試験機関等の欄を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。